

## 山梨県環境影響評価等技術審議会議事録概要

日時：令和元年6月27日（木）

### 会議出席者

#### <出席委員>

坂本会長、石井委員、伊東委員、岩田委員、工藤委員、後藤委員、小林委員、高木委員、田中委員、早見委員、湯本委員

#### <事業者>

東京電力パワーグリッド株式会社

工務部 送変電建設センター 広域工事グループマネージャー 佐久間氏  
広域工事グループ 中村氏

ユーロフィン日本環境株式会社

自然環境コンサルティング事業部 自然環境グループ 中野氏  
環境調査グループ 平山氏、浅田氏

#### <事務局>

丹澤森林環境部長、渡辺大気水質保全課長、大谷課長補佐、渡邊副主査、川口主任

### 次第

- 1 開会
- 2 会長選任
- 3 議事  
議題1 「東清水線（仮称）新設工事事業」に係る環境影響評価方法書について
- 4 その他
- 5 閉会

### 資料

- 資料1 事業概要と方法書手続について
- 資料2 南部町長の意見
- 山梨県環境影響評価等技術審議会委員名簿
- 事業者説明資料

## 1 開会

(大谷課長補佐)

皆様にはご多忙のところ、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。私は本日の進行役を務めます、大気水質保全課環境影響評価担当の大谷でございます。よろしく願いいたします。

それではただ今より、山梨県環境影響評価等審議会を開催いたします。

初めに、丹澤森林環境部長からごあいさつを申し上げます。

(丹澤森林環境部長)

ご紹介いただきました森林環境部長の丹澤です。どうぞよろしくお願い致します。

本日忙しい中、環境影響評価等技術審議会にご出席賜り、誠にありがとうございます。

日頃から県政、環境行政の推進に多大なご理解、ご協力いただいております。改めて御礼を申し上げたいと思います。

さて、本県の環境影響評価制度は平成10年の条例制定以来、県内で実施された大規模事業について、環境保全のための必要な措置を検討することによりまして、豊かな自然環境の維持や良好な生活環境の形成に貢献してきたものと考えております。

この審議会につきましては、それぞれご専門の立場から、アセス手続きに係る技術的な指導、検討を行う場でございますけれども、今後も地域に配慮した適切な事業実施が図られますよう委員の皆様には活発なご意見ご審議をお願いいたします。

また、新聞等で既にご承知と思っておりますけれども、県では現在新たな総合計画の策定を進めているところでございます。その中ではリニア中央新幹線の整備など将来に向けた発展のチャンスを生かして、活力ある山梨の実現を目指しているという目標を決めております。

森林環境部におきましても、こうした目標に向けまして必要な施策を、積極的に推進をいたしますとともに、このアセス制度の適切な運用によりまして、良好な環境の維持保全をなお一層取り組んでいく考えでございます。

ご専門の立場からご指導賜りますよう併せてお願い申し上げます。

本日はどうぞよろしくお願い致します。

(大谷課長補佐)

丹澤部長は、所用のため、ここで退室させていただきます。

(丹澤森林環境部長)

申し訳ございません。

どうぞよろしくお願い致します。

(大谷課長補佐)

続きまして、審議会の開催要件の可否についてご報告いたします。

本日の出席状況につきましては、15名の委員の内、11名の出席をいただいております、2分の1以上の出席が得られましたので、条例第47条第11項の規定に基づき、本審議会が成立することをご報告させていただきます。

ここで資料のご確認をさせていただきたいと思います。

まずA4の次第、資料1、資料2、審議会委員名簿。

それから事業者説明資料で、A4横カラー刷りの資料が3つ、A3折り込み資料となります。

資料不足がある場合は事務局までお申し出ください。

次に委員の皆様及び事業所様にお願いがあります。本審議会につきましては、開催後に議事録を作成し、県のホームページで公表しております。その関係で今回の議事はすべて録音させていただいております。このため、発言に当たりましては、必ずマイクを使用して大きな声をお願いいたします。また発言の都度お手数ですが名前をおっしゃっていただくようお願いいたします。

それではこれより議事次第に従いまして議事に入らせていただきます。

## 2 会長選任

(大谷課長補佐)

次第2、会長選任についてということでございますけれども、本審議会は昨年12月15日から新たな任期が始まっております。今回はそこから初の審議会となりますので、審議に先立ちまして、会長を選任する必要がございます。会長が選任されるまでの間は事務局が進行を執り行わせていただくことをご了承ください。

会長の選任につきましては、条例第47条第7号の規定により委員の互選となっております。どなたか提案ございますでしょうか。

(湯本委員)

事務局の方の案はありますか。

(大谷課長補佐)

ただいま事務局の案という声があったのですが、他の委員はいかがでしょう。

(特になし)

では、事務局から提案をお願いいたします。

(渡辺大気水質保全課長)

事務局といたしましては、今まで会長を務めてきていらっしゃいます坂本委員にぜひお願いしたいと考えております。

(大谷課長補佐)

ただいま事務局より、坂本委員に会長職をお願いしたいという提案がありましたが、いかがでしょうか。よろしければ拍手をもってご賛同をお願いいたします。

(拍手)

ご賛同いただきましたので、坂本委員は会長職をお願いいたします。坂本会長はすいませんが会長席に移動をお願いいたします。

それではまず、坂本会長からご挨拶をいただきたいと思います。

(坂本会長)

坂本です。先日、山梨大学の名誉教授となりました。

この審議会は昨年の12月に新しい任期となりまして、新しいメンバーの方を迎えて初めての会議となります。この会議の特徴は、先ほどご説明がありましたように公開ということで、マスコミや一般市民の方が入られる可能性があります。それから名前の書いてある議事録を作成しますので、発言の際にはご自分の名前を言ってください。

中身としては自由に発言していただいて、ご遠慮なく色々な専門の立場から議論をしていただいて、山梨のアセスメントが良くなるように、よろしくご協力をお願いいたします。

(大谷課長補佐)

ありがとうございます。引き続き会長の職務代理者の選任を行います。

職務代理者につきましては、条例第47条第9項の規定により、あらかじめ会長が指名する委員があたることとなっています。坂本会長、職務代理者の指名をお願いいたします。

(坂本会長)

引き続き石井委員よろしく申し上げます。

(大谷課長補佐)

ただいま坂本会長から石井委員の会長職務代理者のご指名がありました。石井委員には職務代理者の職をお願いいたします。

それでは条例第47条第10項に基づき、改めて坂本会長に議長として、議事の進行をよろしくをお願いいたします。

### 3 議事

#### 議題1 「東清水線（仮称）新設工事事業」に係る環境影響評価方法書について

（議長：坂本会長）

案件に入る前に、本審議会の運営方法について確認をお願いいたします。

本審議会については、平成17年7月8日の技術審議会においてご議論いただきましたとおり、制度の趣旨である「公平性・透明性」を確保するため、審議そのものについても、広く公開する中で行う必要があることから、動植物の希少種や個人情報に係る部分を除いてすべて公開する。議事録については、発言者名を含む議事録を公開する。ということで、ご確認をお願いします。

「稀少動植物の観点」から、一部の審議については、非公開で行いますのでよろしくをお願いいたします。また、非公開の審議の際には、マスコミの方及び一般の方には本会場から退出願います。

本題に入りたいと思います。

本日の議題は「東清水線（仮称）新設工事事業」について、方法書の内容などについて、まず事業者からご説明いただいて、質疑応答・意見交換を行います。

なお、稀少動植物に係る部分については、後程まとめて非公開で審議を行います。それでは、議題に入ります。まず、事務局から手続き等のご説明をしますので、よろしくをお願いします。

（渡邊副主査）

事務局の渡邊でございます。よろしくお願いいたします。

資料1をご覧ください。

本日の議題であります、東清水線（仮称）新設工事事業の環境影響評価 方法書の手続きについてですが、事業者は、東京電力パワーグリッド株式会社でございます。

事業の種類は、環境影響評価条例 第二分類事業 電気工作物である送電線の建設でございます。事業規模は電圧275kV、送電線の長さは南部町から静岡市まで全長約13km、山梨県南部町のみで、約4kmとなっております。

今回実施する方法書手続きは、環境アセスメントに先立ち、アセスメントを行う項目や、調査・予測・評価の方法について、事業者が、県民及び知事などから意見を聞き、これらの意見を事業に反映させるための手続きです。

知事は、市町村長や審議会の意見を踏まえて、方法書に対して意見を述べていくこととなります。

手続きの流れでございます。2の部分をごらんください。①の報告書の送付が4月10日にありました。②の事業者が実施する縦覧は、4月12日から5月13日の間実施

され、③の県民等からの意見を5月27日まで受け付けておりました。5月31日に④の県民等からの意見の概要及び意見に対する見解書が県に提出されておりました。県民の意見はございませんでした。この④の意見概要等が提出されたあと、90日以内に県民等、関係市町村長及び技術審議会の意見を踏まえ、知事意見を述べることとなります。なお、関係町として資料2のとおり南部町から意見はない旨の通知が来ております。

続きまして、資料1の裏面にスケジュールがございます。今後のスケジュールですが、知事意見の期限は、意見概要書等の送付から90日以内ということで、8月28日が期限です。また、技術審議会は、本日と7月25日の2回を予定しております。

今後の進め方ですが、本日の審議会で出された意見、県民等の意見、関係南部町長の意見及び庁内意見の集約作業を行い、論点整理したうえで知事意見骨子を作成し、次回審議会に提示します。

本日の審議会後に追加の意見があれば、7月3日までに事務局にご連絡ください。

次回の審議会における知事意見骨子に対する意見を踏まえ、知事意見（案）を作成し庁内調整の後、期限までに知事意見を述べるスケジュールです。

事務局からは以上です。

（議長：坂本会長）

どうもありがとうございました。この案件については今日ともう1回審議いたします。その結果を県庁内で調整して、その後知事意見として提出されます。

事業内容について事業者の方からのご説明をお願いします。

（事業者：東京電力パワーグリッド株式会社 佐久間氏）

東京電力パワーグリッドの佐久間と申します。

事前にご紹介したとおり、事業者からカラー刷り資料を3部用意いたしました。それと、A3の折り込みの資料となります。

非公開の別冊がありますので、それ以外の方法書の概要、それと事前にいただいた質問の追加説明資料を用意しています。これらを順番に事業者の回答も含めて流れの中で説明させていただきます。

どうぞよろしくをお願いします。

（事業者：東京電力パワーグリッド株式会社 中村氏）

東京電力パワーグリッドの中村でございます。

それでは方法書の概要について説明いたします。

最初に環境影響評価方法書の構成です。第1章 事業計画の概要、第2章 地域特性（自然・社会的状況）、第3章 環境影響要因及び環境要素の抽出、第4章 環境影響

評価行う項目、第5章 環境影響評価の手法、第6章 対象事業に係る環境影響を受ける範囲と認められる地域、第7章 環境影響評価図書を作成した事業者氏名及び住所、参考資料となっております。

本日は新しい委員の方もおりますので、事業の目的を説明させていただいて、前回の現地調査で第1章は説明していますので、第2章の地域特性を重点に説明いたします。

最初に目的を読ませていただきます。2011年3月の東日本大震災における大規模電源の被災による東日本における供給力不足に対し、西日本の供給余力を十分確認できなかったことなどにより、計画停電の実施や電力使用制限命令の発令など国民生活に大きな影響与えました。このような状況を踏まえまして、東京中部間連系設備（FC）増強について社会的要請が高まり、国の委員会等において増強の目標が結論づけられました。これを受けまして、長野方面において210万kW（90万kW増強）までの増強工事が現在進められているところでございます。今回、「東京中部間連結設備に係る広域系統整備計画」においてFC300万kWまでプラス90万kWの増強計画が策定され、東京電力パワーグリッド株式会社が事業主体となる、送電線新設工事東清水線（仮称）を進めることとしています。

スライドの左側の系統図で緑色になっているのが、今回建設します東清水線となっております。右側にFCの概要を記載していきまして、長野方面で90万の増強を現在しており、現在120万の容量で合計210万となります。赤く記載している今回の30万、60万で90万、さらに210万と90万で300万という形で、今回この90万の計画を東清水線で担うという事業でございます。

それでは第2章の説明をいたします。第2章がスライドp25からとなります。

地域特性を把握する地域につきましては、対象事業実施区域及びその周囲の概況を把握する地域は、これまでの送電線工事の環境影響評価の実績を基に、事業実施区域周囲2kmを基準に設定しました。上記の基準により設定した地域特性を把握する地域は山梨県南部町として、南部町について調査しました。

次に事業実施区域の自然的状況の地域特性です。水象の富士川水系の支川の富士川、長瀬沢を横断します。他については資料を確認してください。

次に植物については、133科593種の植物を確認しています。植生についてはスギ・ヒノキ・サワラ植林の面積、植生自然度6の植林地の面積が最も多いことを確認しています。その他に天然記念物、自然記念物、特定植物群落、巨樹・巨木林の各分布も確認しています。

動物については、哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、昆虫類、魚類を確認しまして、鳥類については、クマタカ、ハヤブサを確認しました。

景観・人と自然との触れ合いの場については、景観資源として、高ドッキョウ、貫ヶ岳など6件、視点場として、高ドッキョウ、貫ヶ岳など21件を選定しました。

次に社会的状況の地域特性です。土地利用については、南部町は森林面積が約 88% とほとんどを占めています。

交通量調査については、24 時間調査で、国道 52 号線が 8,555 台、工事で使用する県道 801 号線は 2,214 台、県道 802 号線は 110 台で、801 号線と 802 号線の差が大きいのは中部横断自動車道路の工事を行っていたことから、その影響と想定しています。

関係法令について調査し、景観として、山梨県景観条例の大規模行為景観形成基準の届出が必要であること、防災上の地域指定の状況として、土砂災害警戒区域の 17 件、砂防指定地、地すべり防止区域の指定はないことを確認しました。以上が地域特性になります。

その中で、前回も現地で説明をさせていただきましたが、植生図を付けさせていただきました。これ見ますとオレンジのところは、スギ・ヒノキ・サワラ植林で面積が最も多く、対象事業実施区域においても最も多くの面積を占めています。

次に植生自然度図で、植生自然度 6 が最も多く、対象事業実施区域においても最も多くの面積を占めています。

次に工事用地周辺に生育する貴重な植物について、福士根熊池大神社のイチヨウなど 3 件を確認しました。

次に工事区域周辺に生息する貴重な動物として、クマタカ、ハヤブサを予備調査にて確認しました。

次に第 3 章 環境影響要因及び環境要素の抽出で、工事による影響については、建設機械の稼働及び工事車両の走行により、大気汚染物質、騒音、低周波音、振動が発生することから、水質汚濁、陸上植物、陸上動物、生態系、水生生物、残土の発生を工事による影響について、抽出しました。

存在・供用による影響について、送電線の存在により、景観・風景が変化することを抽出しました。

第 4 章の環境影響評価を行う項目について、工事による影響と存在・供用による影響に区分しており、下に項目選定結果の表示として例示してありますが、○の環境影響評価を標準的に行う項目は、上の表の陸上植物・動物、生態系、景観・風景です。△の一般的な環境保全対策で対応する項目は、大気質、騒音・振動・低周波音、水質・地下水の水質・水底の底質、廃棄物・発生土で、今後評価を行います。

次に第 5 章 環境影響評価の手法です。

最初に陸上植物について、調査項目は植物相、植生、保全すべき植物種及び植物群落の状況について、調査します。調査方法については、現地踏査、空中写真判読等により植物、植生を確認します。調査地域・地点については、図のとおり赤の事業実施区域の中心から 500m の範囲を中心に、緑色のルートを踏査します。調査の期間については、植物相は春、夏、秋の 3 回、植生は夏、秋の 2 回。予測方法は、陸上植物の生育環境と事業計画を重ね合わせるにより、定量的に予測します。評価の手法に

については、事業による影響ができる限り配慮されているかどうかを評価します。

次に陸上動物について、調査事項は、動物相の状況として、哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、昆虫類の状況について、保全すべき動物も含めて調査します。調査方法は、目撃法、ラインセンサス法、任意観察、任意踏査、任意採集等により現地を調査します。調査地域・地点については、事業中心から片側 500m の範囲、希少猛禽類については、事業中心から片側 1.5km の範囲について調査します。調査の期間については、各種で春、夏、秋、冬の適時期で 3~4 回調査します。希少猛禽類については、繁殖期に 2~6 回調査します。予測方法については、陸上動物の生育環境と事業計画を重ね合わせるにより、定量的に予測します。評価の手法については、事業による影響ができる限り配慮されているかどうかを評価します。

次に生態系で、調査事項は生態系の要素・機能の状況について調査します。調査方法は、気象、地形・地質、水象、植生、動植物等に係る現地調査及び既存資料調査の結果を整理し、生態系の持つ要素及び機能について現況を把握します。調査地域・地点、期間については、陸上動植物の調査地点、期間と同じです。予測方法については、生態系の重要な要素及び機能に与える影響の程度について、その立地条件や面的な広がりや事業計画を重ね合わせるにより、定量的に予測します。評価手法は、事業による影響ができる限り配慮されているかどうかを評価します。

次に景観・風景で、調査事項は、地域の風景の特性、主要な眺望地点の状況です。調査方法は、既存資料の整理・解析及び現地調査により写真撮影を行います。調査地域・地点については、事業の実施により地域の風景、主要な眺望地点に影響する地域、主要な眺望地点、右図のとおりです。調査期間については、季節変化及び利用状況等を考慮し、夏、秋の 2 回調査します。予測方法は、既存資料の整理・解析及びフォトモンタージュの作成により予測します。評価手法は、事業による影響ができる限り配慮されているかどうかを評価します。

次に調査スケジュールです。希少猛禽類については、予備調査として前年度から調査をしています。その他については本年度の秋から調査を開始し、来年度の秋までに調査を終了する工程で進めていきます。

第 6 章 対象事業に係る環境影響を受ける範囲と認められる地域で、環境要素の中で最も広範囲に影響が及ぶと考えられる景観への影響を考慮して、対象事業実施区域を中心とした片側 2km の範囲を管轄する市町村として、山梨県南巨摩郡南部町を確認いたしました。

前回は説明しましたが、4 月 10 日に方法書を送付しまして、縦覧、住民説明会をしまして、これから環境調査に入りますが、準備書については 2021 年上期が目標、補正評価書については 2022 年上期、工事着工を 2022 年上期として、時間を決めながら、環境に配慮しながら調査を進めて行きたいと考えております。

以上が方法書の説明となります。

A3の資料になります、東清水線（仮称）新設工事事業環境影響評価方法書の質問・意見等と事業者回答という形で説明いたします。追加説明資料については後程説明いたします。

No.1、準備書段階では、事業による改変範囲（鉄塔位置、工事中一時使用地、保安伐採箇所等）が詳細に示されるとのことでありますが、どの程度の縮尺で示されるのでしょうか。

事業者回答ですが、用途に応じた縮尺（1/2,000、1/10,000、1/25,000程度）を使い分け、改変範囲（鉄塔位置、工事中一時使用地、保安伐採箇所等）を詳細に示すこととします。

No.2、今回の事業による改変範囲（工事中一時使用地や、保安伐採等も含む）は、図1.3.2-2に示された対象事業実施区域内に含まれると考えてよいでしょうか。

事業者回答ですが、鉄塔の工事中一時使用地、保安伐採等については、対象事業実施区域から検討することとし、この区域内に含まれます。索道、モノレール、道路等、運搬の工事中一時使用地については、大部分が対象事業実施区域内に含まれると想定していますが、一部について含まれない箇所が生じる可能性もあります。この箇所については、植物相、動物相の調査範囲（幅1km）内に含まれると想定していますので、この調査で対応できると判断しています。

No.3、送電線の色彩は、どのように決定するのか、教えてください（法令規制の有無及び内容、色彩を決定する際の事業者の基準）。

事業者回答ですが、景観に係わる法令規制の有無及び内容について「山梨県景観条例（平成2年10月20日 山梨県条例第24号）」によると大規模行為が景観形成基準が定められ「大規模行為をしようとする者は、当該大規模行為が大規模行為景観形成基準に適合するように努めなければならない。」とあり、送電鉄塔については、高さ20mを超えるものが届出を必要とします。大規模行為景観形成基準では、外観の色彩として「けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観との調和に配慮すること。」とあります。

航空法に係わる法令規制の有無及び内容について航空法第51条（航空障害灯）によると「地表又は水面から60m以上の高さの物件の設置者は、国土交通省令で定めるところにより、当該物件に航空障害灯を設置しなければならない。但し、国土交通大臣の許可を受けた場合は、この限りでない。」とあります。航空法第51条の2（昼間障害標識）によると「鉄塔その他の国土交通省令で定める物件で地表又は水面から60m以上の高さのもの設置者は、国土交通省令で定めるところにより、当該物件に昼間障害標識を設置しなければならない。」とあります。

色彩を決定する際の事業者の考え方について、景観に配慮が必要な場合において、鉄塔、がいし、電線について、以下のとおりとする。①鉄塔は、山を背景とした場合

は鉄塔と山との輝度差が小さい明度 4.5 程度とする。空を背景とした場合は鉄塔と空との輝度差が小さい明度 7.0 程度とする。②がいしは、山を背景とした場合はがいしと山との輝度差が小さい茶がいしを採用する。③電線は、電線表面の反射を抑制する低反射電線を採用する。これらについては、後程追加資料で説明いたします。

No. 4、ヘリコプターは、資機材の運搬には使用せず、架線工事のみと考えてよいでしょうか。その場合、飛行頻度はどの程度でしょうか。

事業者回答ですが、資機材の運搬に、ヘリコプターは使用しないと考えています。架線工事の飛行頻度は、ドラム場からエンジン場の 1 区間で 2 回～4 回、2 時間程度と想定しています。

No. 5、A、B の 2 ルートを候補としているが、A ルートに決めた客観的根拠が示されていない。両ルートを同じ手法で調査し、比較する必要があると思うが、どのように考えているのでしょうか。

事業者回答ですが、起点と終点を結んだ直線の両側約 5km を調査範囲とし、この範囲内に候補となるルートゾーン（A 及び B ルートゾーン）を設定、方法書記載の 4 つの項目を考慮し、A ルートゾーンを選定しました。調査範囲内の情報等、同じ手法で調査し、比較しました。これについては追加資料で説明いたします。

No. 6、「地形・地質に配慮した」とあるが、具体的には、どのように配慮したのか、教えてください。

事業者回答ですが、県・町が指定する土砂災害危険箇所、土砂災害警戒区域等の調査を行い、設備の安全性等に配慮しました。これについても、追加資料で説明いたします。

No. 7、送電線下の保安伐採を行う場合の判断基準を教えてください（送電線との離隔距離など、法の基準等）。

事業者回答ですが、保安伐採の考え方について、当該地域の樹種・樹高・生長曲線・伐期齢等を基に鉄塔高さを決めるための設計樹高を設定します。設計樹高以上の樹木の存在、景観に配慮した鉄塔高の低減効果、線下利用を含めた地権者との交渉等を考慮し、保安伐採を個別に検討します。

送電線との離隔距離などは、「電気事業法（昭和 39 年法律 第 170 号）」の規定に基づき「電気設備に関する技術基準を定める省令（平成 9 年通商産業省令第 52 号）」の第 103 条（35,000V を超える特別高圧架空電線との植物との接近）により、電圧 275kV について植物との離隔距離は、4.64m 以上となります。

No. 8、供用開始後には、定期的送電線下の植物の保安伐採を行うと思いますが、どの程度の頻度で行うのでしょうか。

事業者回答ですが、送電線下の樹木が生長し設計樹高以上となる等、送電線との離隔不足となった場合に保安伐採を行います。建設当初、建設後 10 年程度の生長を見込み設計樹高を設定する考えとし、伐採は 10 年程度先と想定しています。

No. 9、他の送電線事業では、供用開始後に送電線の管理のため、ヘリコプター等を利用した巡視も行われているようですが、本事業ではいかがでしょうか。その場合、方法や頻度等を教えてください。

事業者回答ですが、巡視はヘリコプター等を利用し実施します。頻度は、1～2回/年（10～20分/回）程度となります。

No. 10、静岡県との協議状況（根拠法令、内容等）を教えてください。

事業者回答ですが、「静岡県自然環境保全条例（昭和48年3月23日 条例第9号）」に関して、開発行為の規模等について協議を行いました。この協議結果により「東清水線新設工事事業に伴う静岡県自然環境保全条例に係わる希少野生動植物調査 調査計画書」を静岡県へ提出（2019/5）し、今後、環境調査等を実施する予定としています。これについては、追加資料で説明いたします。

No. 11、平成25年度に、短期・長期ともに環境基準が非達成となっているが、考えられる原因は何でしょうか。改善傾向が続いていると解釈してよいでしょうか。

事業者回答ですが、「大気汚染の常時監視調査結果（山梨県ウェブサイト）」の浮遊粒子状物質の平成25年測定結果は、短期・長期的評価とも環境基準を非達成、平成26年から平成29年は環境基準を達成しています。

平成25年測定結果の非達成の原因は確認できませんが、「浮遊粒子状物質の年平均値の推移（P2-8 図 2.2.1-4）」を見ると改善傾向にあると思われます。

No. 12、景観・風景に「樹木の伐採」「土地の改変」、人と自然とのふれあい活動の場に「工事用車両の進行」を入れてください。

事業者回答ですが、景観・風景について「樹木の伐採」については、伐採面積が少ないこと（P1-10 表 1.3.3-3 約3,200㎡/基 参照）及び工事用地については、緑化工事（植生、植樹等）を実施することから影響が想定されないため、評価項目から除外することとしました。また、「土地の改変」についても、改変面積が少ないこと（P4-7 表 4.1-4 約173㎡/基 参照）から影響は想定されないため、評価項目から除外することとしました。少ない面積であり影響が軽微であることから、「一般的な環境保全対策で対応する項目」に入れることとします。

人と自然との触れ合いの場について「工事用車両の走行」については、工事用車両の稼働台数が少ないこと、期間が短いこと（P4-7 表 4.1-3(2) 21台/日・基、約8日/基 参照）から影響が想定されないため、評価項目から除外することとしました。工事車両は少なく、短期間であることから、「一般的な環境保全対策で対応する項目」に入れることとします。

No. 13、維持管理として定期的に行われる保安伐採については、供用時の動植物・生態系の項目の選定を検討してください。

事業者回答ですが、保安伐採は、送電線下の樹木が生長し設計樹高以上となる等、送電線との離隔不足となった場合に行います。建設当初、建設後10年程度の生長を

見込み設計樹高を設定する考えとし、伐採は10年程度先と想定しています。このことから、供用により影響を及ぼさないため、評価項目から除外することとしました。

No. 14、陸上動物（特に猛禽類）は、騒音（特にヘリコプター音）による影響が懸念されますので、工事中及び供用中（ヘリ巡視を行う場合）の項目選定を検討してください。

事業者回答ですが、資機材の運搬に、ヘリコプターは使用しないと考えています。架線工事の最初のロープ延線でヘリコプターを使用する予定ですが、この飛行頻度は、ドラム場からエンジン場の1区間で2回～4回、2時間程度と想定しています。また、供用時の巡視でヘリコプター等を利用しますが、この頻度は、1～2回/年（10～20分/回）程度となります。このことから、工事及び供用により影響を及ぼさないため、評価項目から除外することとしました。

No. 15、水生生物等の項目で、「掘削土は袋に入れて保管する」としていますが、すべての残土をフレコンバッグに入れて保管し、運搬するのでしょうか。

事業者回答ですが、掘削土は袋に入れて保管し、運搬します。

No. 16、残土置き場で処理するとあるが、自社で残土処分場を設置する可能性はありますか。

事業者回答ですが、残土は、降雨による土砂流出や盛り土の崩落等のリスクを考慮するとともに、地権者のご了解を得て置き場を設置します。処理にあたっては、地盤の安定化のための排水管・排水路の布設・雨水による法面の浸食防止のための法面保護等を検討することとしています。

No. 17、複数案による予測評価を行いますか。

事業者回答ですが、環境の保全のための措置の妥当性を明らかにするために、比較を行った複数案及びこれらの検討の経緯を準備書に記載します。

No. 18、動植物、生態系の定量評価を行うのか、行う場合、どのような目的、どのような手法で行うのか、行わないとしたら、その理由を教えてください。

事業者回答ですが、調査結果と事業計画を重ね合わせることにより、定量的に評価を行います。植物については、保全すべき植物の生育地の改変の有無や植生の改変量から影響を予測します。動物については、保全すべき動物の生息環境（猛禽類にあっては営巣中心域等の重要な区域）の改変量から影響を予測します。生態系については、環境類型区分毎の改変量や指標種（上位種・典型種・特殊種）の生息環境の改変量から影響を予測します。

No. 19、可視領域（鉄塔と送電線を分けて）を地図上に示した上で、日常景観として視認される状況を把握してください。

事業者回答ですが、視点場からの可視、不可視等の視認される状況を把握します。

No. 20、コストに関係なく、塔の構造形式のバリエーションを示してください。

事業者回答ですが、鉄塔の構造のバリエーションとしては、「四角鉄塔、矩形鉄塔、

えぼし形鉄塔、門形鉄塔、ドナウ鉄塔、鋼管柱」等があります。線路の条件に応じて鉄塔の形状を決定することとし、2回線かつ山岳地を通過する今回の送電線としては「四角鉄塔」を採用することとしています。水平角度が大きい・鉄塔高さが高い等、荷重が多い鉄塔は、鋼管の部材を使用します。水平角度が小さい・鉄塔高さが低い等、荷重が少ない鉄塔は、山形鋼（アングル）の部材を使用します。

（議長：坂本会長）

残り時間が少ないので、追加説明資料を3時ぐらいまでを目処に説明してください。その後審議に入ります。

（事業者：東京電力パワーグリッド株式会社 中村）

前面のスライドで追加説明資料を説明させていただきます。

No. 3の追加説明資料で、視覚的にわかりやすいようにと意見があったので、鉄塔とがいしと電線のサンプルとなります。

上の鉄塔で、明度 N8 が標準のものになります。背景が空になる場合は明度 7 (N7) の鉄塔材を使用し、背景が山になる場合は明度 4.5 (N4.5) と使い分けをします。

がいしについては、背景が山の場合は茶色、一般的には白となります。電線については、標準的なものと低反射電線を参考に載せています。

次に No. 5 のルートゾーンの選定について説明いたします。候補ルートゾーンから 500m 幅の A ルートゾーンを選定しました。選定については、①から④の項目について検討しました。5-1 ですが、山梨県側の A ルートゾーンを示しています。

次ですが、住居と施設等の分布状況を示した図になります。左側が A ルートゾーン、右側が B ルートゾーンになります。住居等の位置はピンク色で、ゴルフ場が緑色で示しています。これを比較すると、B ルートゾーンは住居等を縦断してしまうと確認しました。

次に、主要な視点場、高ドッキョウ、貫ヶ岳からの見え方になります。南部町の観光地図を参考に、図の真ん中に貫ヶ岳、晴海展望台、十国展望台、平治の段、左の方に高ドッキョウがあります。右側方向が富士山方向になりますので、富士山への眺望の影響を比較検討しました。各視点場からの写真を載せました。最初に平治の段で前方に富士山が見えますが、下の方に B ルートが通る形になります。十国展望台、晴海展望台についても同様で、富士山への眺望に影響を与えると考えます。高ドッキョウについては、標高が高いので、A、B ルートゾーンどちらも見えないと考えています。

次に土砂災害危険箇所・土砂災害警戒区域の分布図になります。A ルートと B ルートを示していますが、A ルートについては上側に警戒区域があるが回避してルートを選定できます。B ルートゾーンについては、回避できず上空を通ることとなります。

ルートゾーンの選定の比較表になります。①から④の項目で比較し、①については起点終点を直線で結ぶルートゾーンで、Bルートゾーンが1.5km増加し、その分だけ改変量が多いとなります。②の住居等については、Bルートゾーンには梅島地区の住居が入ると確認しました。③の富士山景観については、Bルートゾーンは富士山景観に影響があると確認しました。④地形・地質については、先ほど説明したとおり土砂災害区域が入ると確認しました。そのため、全体的にはAルートゾーンの方がいいと確認し、Aルートゾーンを選定しました。

最後に文献で事前に調査した希少猛禽類の調査結果となります。1番目がクマタカの調査結果になり、環境省から出ているものです。これを見ると、調査範囲内のA、Bルートゾーンともにクマタカの生息が推定されるため、基本ルートゾーン付近を重点に予備調査を去年から実施しています。

2番目のオオタカについても、調査範囲内に繁殖、生息が確認されているということで、同様に調査を進めていますので、参考に説明いたしました。

No.10の静岡県側ではどのような対応をしているのかですが、静岡県自然環境保全条例の対象事業となっており、フローを載せております。

事前相談をしております、自然環境調査実施計画書を5月に提出しており、これから自然環境調査を実施し、着工するまでには協定を締結し、工事着工となります。手続きについては複雑ですが、一つ一つ解決しながら進めて参ります。

次が、見にくいですが、山梨県の条例と静岡県の条例の工程表になっており、両方とも複雑な手続きとなっておりますが、一つ一つ実施しながら工事着工に向けて進めて参ります。静岡県と山梨県は同様の条例ではないですが、ちゃんとした対応をして参ります。

最後に、No.20の追加説明資料になり、鉄塔形状の種類を教えてくださいとご意見いただきました。

当社では、四角鉄塔、矩形鉄塔、えぼし形鉄塔、門形鉄塔、ドナウ形鉄塔、鋼管鉄塔という種類がありまして、今回は2回線の鉄塔ですので、四角鉄塔を採用していません。

次が、山形鋼がわかりづらいですが、拡大するとアングル材の鉄塔になっています。右側が少し太く鋼管の鉄塔となっています。

(議長：坂本会長)

ありがとうございました。

お話が2つあって、前段が方法書の説明でした。今回と次回で検討するのは方法書についてです。2つあって、1つ目が環境に与える影響、環境要素、何を対象とするかの判断と、それから2つ目が、その項目についてどういう方法で調査するかという判断、その辺についてこの審議会で意見をあげていきます。

後段としては、その背景となる事業概要の追加説明をしていただきました。

この後、20分程度ご質問・ご意見いただきまして、その後一度止めまして、稀少動植物の話をして、時間があまりましたら戻って全体の話として、だいたい4時頃を目処に終わりたいと思いますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

ここまでのご説明についてご意見・ご質問ありましたらお願いいたします。

(石井委員)

回答いただいた12番(景観・風景の項目における「樹木の伐採」「土地の改変」、人ふれにおける「工事用車両の進行」については、一般的な保全対策で対応する項目として検討していただけるということですので、よろしくお願いいたします。

19番について、視点場からの可視不可視を把握するとの回答ですが、日常景観への影響がどれくらいあるのか知りたいので、視点場からの可視不可視のみではなく、鉄塔と送電線があると、どの範囲で見えるのかを示してくださいということです。難しい作業ではありません

(事業者：東京電力パワーグリッド株式会社 佐久間氏)

承知いたしました。

(議長：坂本会長)

他にありますか。田中委員。

(田中委員)

回答のあった1、2、5番に関連した質問です。

複数案の話で、今方法書の段階でA、Bルートが出てきて検討されて、Aルートがよいということで、今後、準備書段階に入っていくということなのですが、山梨県の条例によると、そういう環境保全対策の検討による複数案の評価を準備書段階でやることになっていると思います。

ですから、今ここでご説明されたようなことを、準備書内に検討された結果を示すことが重要です。要するに複数案検討のタイミングがちょっとずれてるのかなと思います。

それは国には配慮書手続きの仕組みがあるけれども、県条例にはそれが無いということで、多分、ちょっと端境期ということで食い違ってしまっています。

配慮書での検討がない以上、方法書で方法を示した後、準備書で検討する必要があります。

もう一つは複数案の調査項目の絞り込み、スコーピングの話ですが、今ここで二つの案を検討されていますが、そこに例えば動植物とか生態系とか入っていません。そ

こはやっぱり問題であって、複数案評価をアセス本体（準備書）の中で検討するということが、山梨県条例では必要なのかなと思っております。

ただこれは条例によりますけど、条例をどういうふうに考えてやっていくかっていうところは県の指導にもよると思います。

私としては、ちゃんとタイミングをずらしてスコーピングをして、生態学的な見解からもAルートが良いなら良いなどと説明と結論を明示した方がよいと思います。

（議長：坂本会長）

県条例では、配慮書手続きはございませんので、絶対やるようにとはいえませんが。

（田中委員）

逆にないので、方法書以降の手続きの中にそれを入れなければいけない。国の場合配慮書で、できれば複数案評価をやってくださいというように事実上やらなくてもよくなってしまっているの、逆に国の方はやらなくてもいいかもしれない。山梨県条例には、配慮書がなくても、元々、複数案評価を規定しています。

（議長：坂本会長）

条例では、配慮書手続きというものを定めておりませんが、国でもそういった方向になっておりますので、できる限り考えていただければと思います。いかがでしょうか。

（事業者：東京電力パワーグリッド株式会社 佐久間氏）

今回、計画検討時のAルート、Bルートについて、ご説明させていただきました。少し不十分なものがあるというご指摘も含めてですね、今後のアセス手続きの準備書の中で、今回ご説明させていただく内容も含めて、しっかりと記載する形で、整理させていただければと思います。

それともう1点だけ、今回ある程度幅をもたせた中で対象事業実施区域ということでお示しさせていただきました。この中で、鉄塔の位置や運搬種別について、複数案ございますので、これについては、決定する前に、情報提供し、複数案の評価について提示しながら進めたいというふうに思っております。

（議長：坂本会長）

そうですね。今の段階では幅のある計画なので、もっと細かくなってきたところで県とご相談いただくのと、我々にも情報をいただければと思います。

他にいかがですか。

(伊東委員)

今田中先生の方からご指摘があったところ、私もちょっとそこは同じところが気になっていました。

こちらのコメントになると思いますが、複数案でそのルートをいろいろ検討するときに、すでにBルートがほぼちょっと難しいかなとわかっているので、本来であれば複数案に入ってこないのではないかと思います。

最初の段階で、もう少し実現可能な部分の中での複数を検討すべきかと思います。

今方法書の段階で、現況の文献情報、植生データですとか、そういったデータもありますので、本当ならばそういった今ある情報を元に、一番よいルートは現段階ではどこか。ということで今の現段階での状況の絞り込みという意味では、情報としてもあってはよかったのかなと思います。

田中委員もおっしゃられたとおり、動植物・生態系の調査をしていく中で、Aルートがよいのかということ、準備書評価書の中で説明されるのがよいのかなと思います。コメントです。

質問ですが、現地調査に行けなかったのですが、工事用道路の建設があるのかどうかというのが1点目。

もう一つ、環境影響評価項目の中に地球温暖化ガスが入っていないのですが、これを選定しなかった理由を教えてください。

(議長：坂本会長)

では回答をお願いします。

(事業者：東京電力パワーグリッド株式会社 佐久間氏)

送電線の工事を説明させていただいたスライドを用いて説明いたします。

送電線の建設に当たっては、資機材の運搬のための搬入路やモノレールを設置させていただきます。

平野部については、鉄板を敷いて仮設道路を設置いたします。

今回該当する山岳部でございますが、このようにモノレールを設置して運搬します。それから、地権者のご了解が得られれば、仮設道路の設置も行います。また、山岳地でかなり遠い鉄塔については、索道を設置して実施したいと考えております。

今回の計画地でございますが、実態としては、かなり林道が整備されております。ですので、林道を可能な限り使用させていただき、鉄塔の近場についてはモノレール、遠くについては索道ということを考えております。

(伊東委員)

できれば、建設予定地の図面に載せていただけるとありがたいと思います。  
どういうルートで入っていくのかというのがわかりませんでした。

鉄塔の位置は記載されていますか。

(事業者：東京電力パワーグリッド株式会社 佐久間氏)

こちらに事業実施区域がございまして、林道が少し読み取れると思いますが、現在林道の図面を整備しておりますので、こちらについても、準備書に向けて用途に応じた図面の提示ということで、対応させていただきたいと思います。

(議長：坂本会長)

現段階の鉄塔位置は、幅 500m中でどこになるのかわからないということによいですか。

(事業者：東京電力パワーグリッド株式会社 佐久間氏)

送電線については、幅 500mの中で、今のところほぼ中心を通過するというところで考えております。

(議長：坂本会長)

それでは、ある程度鉄塔と道との関係が示せますね。

(事業者：東京電力パワーグリッド株式会社 佐久間氏)

これについては、整理させていただきます。

(事業者：東京電力パワーグリッド株式会社 中村氏)

二酸化炭素に関する質問ですが、方法書 p4-7 に記載しておりますが、表 4.1-3(1) に建設機械の稼働台数・期間を示させていただいております。基礎工事については約 3-4 ヶ月、組み立て工事については、約 1-2 ヶ月と、基本的に 6 ヶ月程度の工事でございます。その中で、排出ガス対策型機械を使用させていただきますので、軽微で影響は少ないと考え、項目から除外させていただきました。

(伊東委員)

二酸化炭素については、ヘリコプターの使用もあるようですが、影響の大小というよりも、通常の工事と比較して、どのように減らすような努力をしたかというところが大事になってきます。

本来であれば、どのように配慮したのかを記載されるのがよかったのかなと思います。

(事業者：東京電力パワーグリッド株式会社 中村氏)

方法書 p4-8 に大気から廃棄物まで、一般的な環境保全対策を記載しております。基本的には、不要な建設機械の稼働は避ける、工期を短縮した施工計画を立案し、極力建設機械の稼働を少なくして配慮していきたいと思っております。

(議長：坂本会長)

その辺の配慮がわかるような記載を準備書でしていただきたいと思います。

影響が少ないから項目から除外したと説明されてもわかりませんので、そこがわかるような資料作りをお願いいたします。

いかがでしょうか。

(小林委員)

方法書 p2-26、植物の状況植物種のところで、「山梨県の植物分布（小林岳編）」でとりまとめられたもので、旧富沢町の欄に記載されている植物を抽出したとの注釈があります。その抽出リストについて、平成 30 年 3 月に公開した山梨県レッドデータブック等で指定されているランクで整理したとあります。

「山梨県の植物分布」という本を詳細に見ていただくとわかりますが、これは新たに調査したものではなく、何十年も前の市町村誌を参考にして、どこの市町村誌に何が書いてあるということ由市町村別にリストアップしたものです。ですので、平成 19 年に発行されていますが、非常に前の資料であることはご承知おきください。

それから、山梨県においても自然環境保全基礎調査や、特定植物群落の調査などいろいろな書物が出ております。

山梨県の植物種というリストがないことは申し訳ないことですが、これよりも新しいリストが多々あり、アセスメントでもそういったものをいくつか参考にして植物のリストアップをされているので、そこは丁寧にされた方がよいと思います。リストから落ちている植物がいくつかあります。

それから、p2-2-27 サトイモ科のテンナンショウ属にしても、分類が新しくいろいろなものが確定されてきて、県の南部地域には、全国的にも、珍しいテンナンショウの仲間も、環境省のほうで、話をされているところもあります。

ユリ科のところでも、スルガジョウロウホトトギス自体が落ちています、絶滅危惧種です。

何よりも、特定植物群落として指定されているキバナノショウキランについては、種のリストから落ちてしまっています。

キバナノショウキランについても富士山麓周辺では割と確認されておりましたが、この地域で確認されたのは、市町村誌に記載された後なので、リストから落ちてしま

っています。P2-35のハマウツボ科では、キヨスミウツボが落ちています。

そういうリストを元に現地調査をされるというのが、少し心配です。キバナノショウキランやキヨスミウツボは、極めてまれな植物群落の個体群と記載されているが全体の種のリストからは落ちてしまっている。逆に、希少なもののリストを作成して、丁寧に調査していただいた方がありがたいです。調査対象の植物種が落ちてしまっているようでしたので、丁寧に行っていただきたい。

それから、調査スケジュールについてですが、植物相の調査は春夏秋、植生調査は夏秋ということで説明されたのですが、キバナノショウキランやキヨスミウツボはいつ確認できるのかということがわかっていなければ、春夏秋の調査を行っても見逃してしまいます。こういった種は、一時期だけ地上に現れていて花を咲かせて実をつければ、後は地下だけになってしまいます。

ですので、例えば7月中旬、6月中下旬というような、その時期を逃すと調査してもわかりません。ですので、希少な植物の種の状況に応じ、植物の専門的な情報を得た上で、調査スケジュールを考えていただき、調査をしっかり実施していただきたいと考えております。

特定植物群落の図を見てもわかるとおり、私たちが調査で歩いている時間などは限られているので、山中には入っていきません。こういった腐葉土の中の菌と共生しているような植物というのは、図鑑などでは、落葉広葉樹林に存在すると記載されていても、植林下に結構見つけられています。そういった調査ができていない場所でもありますので、そういったところを調査の際に見ていただきたいと思います。この地域は、そういった特殊な植物がある地域であるということと、樽峠周辺は暖帯林ということで、丁寧な調査をお願いします。

(早見委員)

全く同じことが、昆虫に関してもいえます。実はこの地域については、静岡県の方の方が調査結果を膨大に持っています。ギフチョウなどの調査で、たくさん調査されているようです。そのためチョウがメインで調査されており、甲虫類はほとんどわかっていないということもあります。

調査期間を見ると、秋から始まって夏に終わるということで、たった1年の調査です。調査漏れは明らかに予測されますので、もう少し丁寧な調査を予定した方がよいです。例としてギフチョウについていえば、成虫の発見率を考えると、植物のカンアオイの幼虫や卵を見つけるということになれば、もう少し期間を広げる必要があると思います。

もともとのリストには、まだまだ絶滅危惧種がいて、リストを眺めただけでも4~5種類は落ちているようですので、そこも対象にしなければならぬと思います。調査の適否というのがありますので、たった1年では困難かなと思いますが、期間を広

げたり、人員を確保したりすることで、できるだけ濃密に実施していただきたい。本来はもう 1 年程度実施した方がよいと思います。静岡との関係もあると思いますが、できる限り長期で綿密な調査を行わないと、後になって出てきてしまうということがあります。

また、調査不足の昆虫類がたくさんあるので、調べてみたら、希少な種が出てくることもありますので、そこは注意深くしていただき、万が一甲虫類、特にゴミムシやオサムシなど、調査の進んでいない閉鎖的なこの地域には生息している可能性があり、発見されれば、工事に着手できないということもありますので、そういったことも考慮してアセスをしていただければと思います。

(湯本委員)

非公開時にお話しようと思いましたが、山梨県でも絶滅危惧 IA という種が周辺にいます。私たちでも確認が難しく、必ずそこにいるということまではいえませんが、地域的に見ると、いる可能性が高い地域に当たります。おそらく、静岡側でも出てくる地域に当たると思います。一般的な両生類調査では出てきません。工事が始まったら出てくるということもございますので、資材搬入路などの改変範囲にこだわっていますが、土地の改変に非常に弱い種です。非公開時にお話させていただきますが、綿密で時期を広げた調査が必要になると思います。

(議長：坂本会長)

委員の意見の趣旨は理解いただけただけでしょうか。

(事業者：東京電力パワーグリッド株式会社 佐久間氏)

承知いたしました。

リストに不備な点があるということですが、今回調査期間と範囲を決めておりますが、これで定型的にやるということではなく、現地の状況と改変や工事の計画に応じた調査について、調査の濃淡、時期について、柔軟に対応したいと思います。

(議長：坂本会長)

文献に出てくるのはあくまで参考ということで、それとは別に調査をするということをお願いします。調査時期を含めて、考え直していただくということだと思います。他は、いかがでしょうか。

(後藤委員)

回答資料のうち、6 番ですが、地形地質に配慮した内容について、県・町が指定する土砂災害危険箇所、土砂災害警戒区域等の調査を行ったということですが、この地

域は、地滑り地形がいくつか認められるところですので、防災科学技術研究所で地滑り地形分布図というのを出していますので、その方が詳細な地形図が見られますのでそれを確認していただければ、ルート選定の際に役立つと思います。

(事業者：東京電力パワーグリッド株式会社 佐久間氏)

文献調査として、防災科学研究所の地滑り地形分布図についても確認しております。この付近については、地滑り地形があると認識しておりまして、今回航空レーザー測量を私どもで独自にデータをとりまして、赤色立体地図など現在の現地状況を把握できるものを使ったり、現地踏査ということで、地質の専門家の方に現地をつぶさに見ていただき、地形の現状についても把握しながら、設備の安全に配慮して現在検討を進めているところでございます。

(議長：坂本会長)

それでは時間もありますので、一端、希少種の話をして、また公開審議にもどりたいと思います。

それでは稀少動植物の審議に移り、この部分については非公開とさせていただきますので、報道関係者と傍聴人の方はご退出ください。

【非公開審議開始】

【非公開審議終了】

(議長：坂本会長)

以上で稀少動植物の審議を終了します。

全体を通して、ご意見等ありますか。

(後藤委員)

まず、2つあります。

搬入ルートとかの設置場所の話がありましたが、そのときに残土置き場を設置すると回答していましたが(16番)、残土置き場の場所を資材搬入路と一緒に例示してください。

2つ目が、先ほど地形地質についてはレーザー測量とか、すでに知見を得ているということですが、レーザー測量から地形を把握されてルートを選定していると思いますが、そういうことでしたら、先ほどのA・Bルートの④についての書き方が余りにも単純かなと思ひまして、パワーポイントの5-5ですけど、地形地質に配慮したルートゾーン、土砂災害区域が一部入ると、○、△ですので、そのところはかなり詳細に検討されているようでしたら、文章だけでもっと考えた方がいいのでは。

(事業者：東京電力パワーグリッド株式会社 中村氏)

防災研の調査データと地滑りの関係の調査につきましては、準備書で調査した結果を整理させていただきたいと考えております。

(議長：坂本会長)

ご発言されていない先生から一言。

(高木委員)

騒音を主に担当としている者としては、今回の場所に関しては工事の時だけで、できてしまえば問題はないと思って、それなりに納得していたのですが、そういうところはやはり希少種は大変だということもよくわかりました。

実際には仮設道路がどこにできるのかわからないので、意見の言いようがなかったが、それを示していただいた段階で改めて意見を申し上げたいと思っています。

(工藤委員)

SPM について質問しておりまして、回答を拝見して、これぐらいかなと思ったのですが、高濃度が出ていることが自分なりに気になったので調べてみました。

そうしましたら、高濃度が県内の北部でも出ていますし、もっと広域で見ると、神奈川の方でも出ていました。広域に渡る現象だったようで、8月9日と10日が高濃度になっていました。

20 数年前に茨城県で SPM の高濃度が出た件について解析をしたことがあったのですが、その時の原因は桜島の噴煙と考えられました。風の流れによってはかなり遠くで影響が出てくる可能性があります。

今回も調べてみましたら、桜島と新燃岳がレベル3になっていまして、ちょうど9日に噴煙の予報がでていましたので、そういったこともあるということも念頭に置いてほしいと思います。

今あるデータだけでなくもっと広い目を持って何が原因なのかもう少し深く調査してもいいかと思います。データの範囲をもう少し前の時期から見て、全体のトレンドを把握して、時間的、空間的に広げてものを見てみることで、そのとき一体何が起こって、そういった高濃度が出たのか、確証が得られないにしても妥当な推測はできるとおもいますので、是非そういった態度で臨んでいただきたいと思います。

(岩田委員)

方法書を見て気になったところですが、水質と水生生物に対する調査で、鉄塔の改変面積が小さいので、調査・予測・評価は実施しないと記載されており、表 4-1-4 で

改変面積が記載されていますが、実際の伐採面積は、1基あたり3000m<sup>2</sup>で、8基出てきます。それが石合川沿いの山間部あるいは斜面にあるということは、土砂の流出があれば底生生物、あるいは先ほど両生類が生息しているということもありましたので、それは見逃せない影響があるのではないかと懸念しております。

ですので、伐採エリアが河畔域や土砂の流出が予測されるような場所になれば、水生生物と水質等に対する調査を実施することを検討していただきたい。

(議長：坂本会長)

リニア中央新幹線の審議において、ルートがはっきりしないという段階での審査ということで、審議会での審査が不十分になってしまったということがあり、今回の場合も現時点では、鉄塔位置や改変範囲がわからないという状態で、方法書から進むということで、もっと具体的にするための調査をしていただき、具体的に変わったところで都度情報提供をいただきたいと思います。

(事業者：東京電力パワーグリッド株式会社 佐久間氏)

承知いたしました。改変や伐採については、なるべく少なくしたいと考えております。

工事で発生する土砂についてはバックナーに入れるということを説明いたしましたが、土砂の流出防止対策をしっかりと行うことをさせていただきたいと思います。

(議長：坂本会長)

では、後藤委員どうぞ。

(後藤委員)

回答の16番ですが、残土について袋に入れて保管するとのことですが、すべての残土を袋に入れるかどうかについて、回答がないように思います。すべてかどうか。また、袋の種類についても説明いただければと思います。

(事業者：東京電力パワーグリッド株式会社 中村氏)

残土については、バックナーと呼ばれる運搬に耐えられる強い素材の袋を使用いたします。すべての残土を入れて、運搬いたします。基礎周辺部分を一部掘削しますので、復元の際に掘削土を一部使用いたします。そのほかの残土については、すべて搬出することを考えております。

(後藤委員)

搬出する残土はすべて袋に入れて運搬されるということでよいでしょうか。

(事業者：東京電力パワーグリッド株式会社 中村氏)

はい。

(議長：坂本会長)

発生する残土量は見積もられているということでよいでしょうか。

(事業者：東京電力パワーグリッド株式会社 中村氏)

はい。

(議長：坂本会長)

他に、ご意見等ございますでしょうか。ないようでしたら、事業者の説明等を終了とさせていただきます。あと細かい具体的な質問事項等があれば、その都度回答をよろしく願います。

それでは追加の質問等ございましたら7月3日までに事務局まで願います。追加以外にも今日話したことも整理していただきたいと思いますので、ご協力お願いいたします。

本日の議題を終了とさせていただきます。ご協力ありがとうございました。

#### 4 その他

(大谷課長補佐)

坂本会長ありがとうございました。

それでは「4 その他」について事務局から願います。

(渡邊副主査)

まず次回の審議会については7月25日に予定しておりますので、よろしく願います。

それ以降も、他の手続きが予定されておりますので、8月以降の日程調整もさせていただきます。ご協力よろしく願います。

もう一つ情報提供という形で、リニア中央新幹線の年次報告が先日出されました。それと同時に、皆様にご議論いただいて述べた中間報告書の知事意見の見解についても示されておりますので、皆様へ情報提供させていただきます。

今お配りしたものが見解ですけれども、後程ご覧いただければと思いますが、全体としては知事意見で述べたことをそのまま返しているところもありますが、水資源や猛禽類など事務局の方でその後のフォローが必要なものや景観の一時施設については対応できないという回答の項目もございます。

県としては今回示された見解の履行状況を確認していくとともに、一部しか対応されてないものについては引き続き対応を求めていこうと考えております。

以上、情報提供でございます。

## 5 閉会

(大谷課長補佐)

これもちまして本日の委員会を終了いたします。

長時間のご審議ありがとうございました。